

## 函館市介護認定審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第14条および函館市介護保険条例（平成12年函館市条例21号。以下「条例」という。）ならびに函館市介護保険規則（平成12年函館市規則第50号）に基づき、函館市介護認定審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会)

第2条 審査会は、要介護者等の保健、医療または福祉に関する学識経験を有し、広い視点に立って要介護者等の心身の状態および生活機能低下の有無を判断できる医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、社会福祉施設および介護老人保健施設の施設長等、訪問介護員、医療ソーシャルワーカー、デイサービスセンター、歯科衛生士、鍼灸マッサージ師関係者の職にある者のうちから、市長が審査会の委員（以下「委員」という。）に任命した者をもって構成する。

(委員)

第3条 委員の定数は、115人以内とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、要介護認定調査に認定調査員として従事することができない。ただし、他に適当な者がいない等の理由でやむを得ず委員が認定調査に従事せざるを得ない場合はこの限りでない。

4 委員は、審査会に出席するときは市が交付する別記様式の身分を示す証明書を携帯し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。

(会長および副会長)

第4条 審査会に会長1人および副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

- 4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、会長および過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第6条 審査会は、委員のうちから会長が指名する者5人以内をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で、審査および判定の案件を取り扱う。

- 2 審査会に設置する合議体の数は、23以内とする。
- 3 合議体に長を1人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。
- 4 合議体の長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 合議体は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
- 6 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。
- 7 審査会において別段の定めをした場合を除き、合議体の議決をもって審査会の議決とする。
- 8 合議体は、原則非公開とする。

(審査および判定)

第7条 審査会は、市の求めに応じて、要介護認定または要支援認定を受けようとする被保険者からの申請について、認定調査の結果および主治医意見書の内容に基づき、厚生労働省老健局通知（「介護認定審査会の運営について」）に規定する方法および手順により審査および

判定を行い、その結果を市に通知する。

(審査会の簡素化)

第8条 次の各号に掲げる全ての条件を満たす場合は、「第7条 審査および判定」の規定によらず、審査会を簡素化して実施することができる。

- (1) 審査対象者が、介護保険法第7条第3項第1号または同条第4項第1号に定める者であること
- (2) 介護保険法第28条に定める要介護更新申請または第33条に定める要支援更新申請であること
- (3) 一次判定(「一次判定の修正・確定」を行う前のもの。以下同じ。)における要介護度が、前回認定結果の要介護度と同一であること
- (4) 現在の認定有効期間が12か月以上であること
- (5) 一次判定における要介護度が「要支援2」または「要介護1」である場合、状態の安定性判定ロジックの判定結果が「不安定」でないこと
- (6) 一次判定における要介護認定等基準時間が、次のいずれにも含まれないこと
  - ・ 29分以上32分未満
  - ・ 47分以上50分未満
  - ・ 67分以上70分未満
  - ・ 87分以上90分未満
  - ・ 107分以上110分未満

(守秘義務)

第9条 委員または委員であった者は、正当な理由なしに、職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。

2 委員は、審査会終了後、審査および判定に使用した資料を持ち帰ることはできない。

(議事録の作成)

第10条 審査会は、審査した事項について議事録を作成する。

(事務局)

第 11 条 審査会の事務局は、函館市保健福祉部介護保険課に置く。

2 事務局は、審査および判定に使用した資料ならびに議事録を保管する。

(補則)

第 12 条 この要綱のほか、審査会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

（表）

<p>函館市介護認定審査会委員証</p> <p>委員氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>函館市長</p>
---

（裏）

<p>1 この委員証は、審査会に出席するときは必ず携帯してください。</p> <p>2 この委員証を他人に貸与しないでください。</p> <p>3 この委員証の有効期間は交付日から 年 月 日までとします。</p> <p style="text-align: center;">（交付日 年 月 日）</p>
--